

議案第71号

石岡市学校設置条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市学校設置条例の一部を改正する条例を制定することについて，地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成29年8月29日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

平成30年4月1日に石岡中学校と城南中学校を統合再編するため。

## 石岡市学校設置条例の一部を改正する条例

石岡市学校設置条例（平成17年石岡市条例第73号）の一部を次のように改正する。

別表石岡市立城南中学校の項を削る。

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。